

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の目的

大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、市域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を定めるものであり、市民・事業者・行政のすべての主体が温室効果ガスの排出削減や起こり得る気候変動への適切な対応に積極的に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会を実現し、子どもたちに美しい大分を残すことを目的としています。

1.2 計画改定の趣旨

大分市では、2013（平成 25）年に「大分市地球温暖化対策行動指針」を深化させた「第 1 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2017（平成 29）年に改定を図るなか、温室効果ガス排出量の削減に向けた市民・事業者・行政の各種取組を進めてきました。

このようななか、2016（平成 28）年には、2020（令和 2）年以降の気候変動対策の世界的な枠組みとしての「パリ協定」が発効し、世界共通の目標等が掲げられたところであり、同年には、国の「地球温暖化対策計画」のなかで、将来に向けた我が国の温室効果ガス排出削減目標が示されました。

また、地球温暖化対策をとりまく情勢は、2017（平成 29）年に前計画を策定した以降も大きく変化しており、2019（令和元）年には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が国より示され、2020（令和 2）10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説で、2050 年までに我が国の温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

さらに、近年は、国内でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測され、甚大な土砂災害や広い範囲にわたる浸水被害等が発生するなど、気候変動による災害等の影響への備えの必要性が高まっています。このようななか、国は 2018（平成 30）年に「気候変動適応法」を公布・施行するとともに、「気候変動適応計画」を策定しています。

本市においても、このような状況を踏まえ、国際・国内情勢に対応した実効性の高い取組を推進していくため、前計画を改定した「第 3 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

1.3 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」及び「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けます。

また、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン 2024」や「大分市環境基本計画（第三次）」、及びその他関連計画との整合を図りながら、地球温暖化対策の施策を推進していくものです。

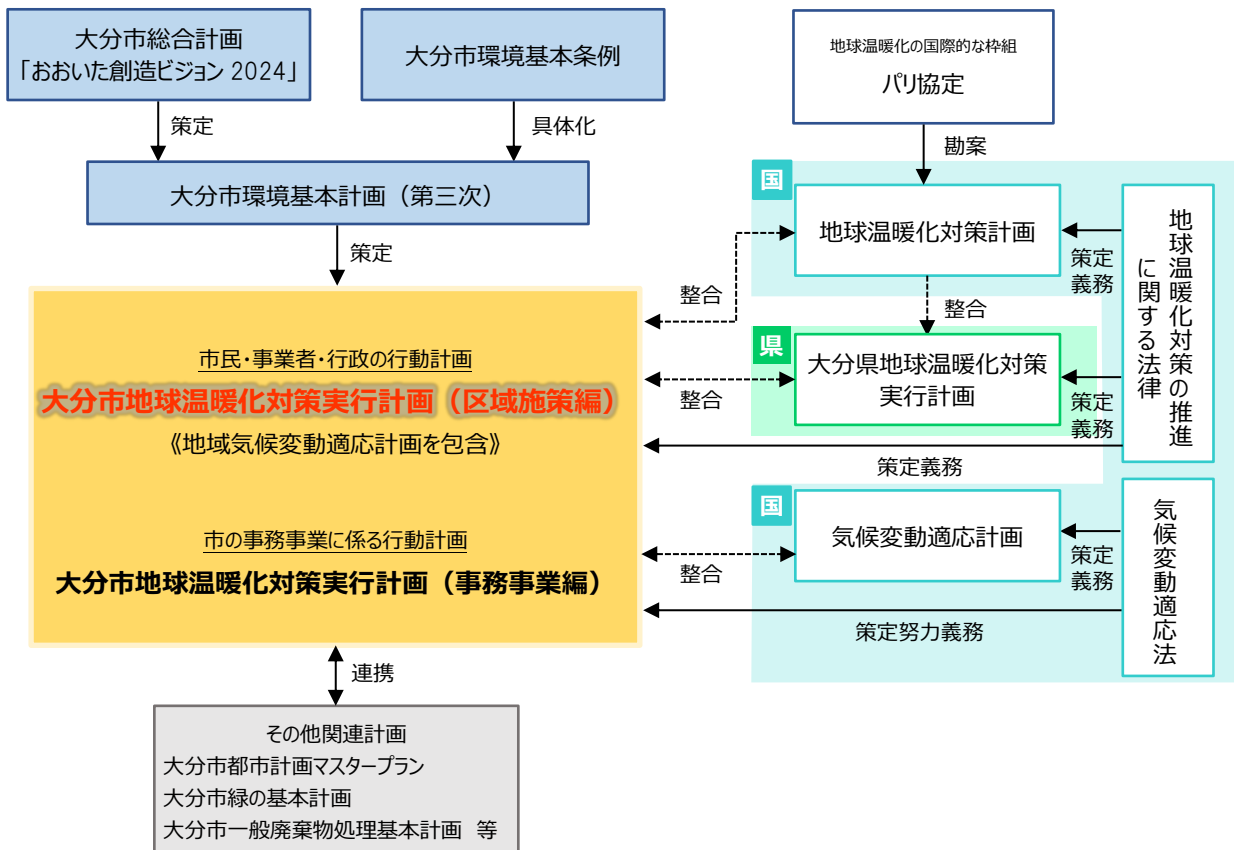


図 1.1 本計画の位置付け

1.4 計画期間

本計画の計画期間は、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間とします。
 温室効果ガス排出量の削減目標については、基準年度を 2013（平成 25）年度とし、計画最終年度の 2025（令和 7）年度を短期目標年度とします。

また、国の「地球温暖化対策計画」の計画期間である 2030（令和 12）年度を中期目標年度とします。

- 計画期間：【5 年間】 2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度
- 基準年度：【2013（平成 25）年度】
- 目標年度：【短期目標年度】 2025（令和 7）年度
 【中期目標年度】 2030（令和 12）年度

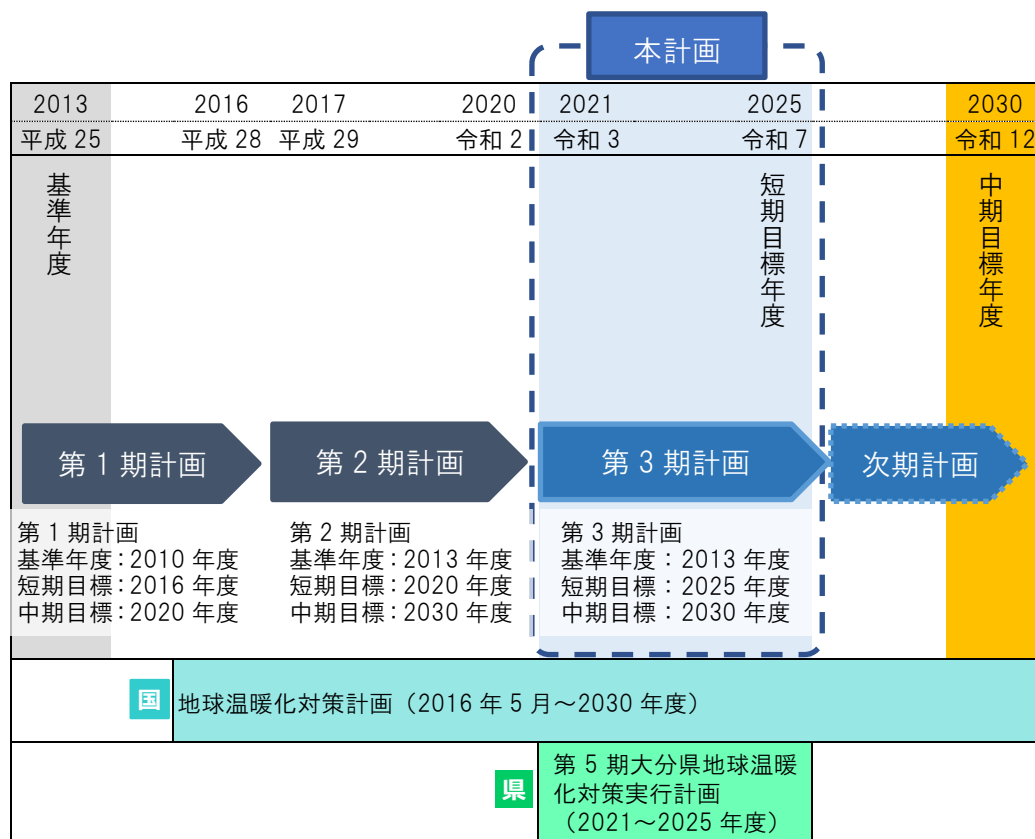


図 1.2 計画期間

1.5 計画の主体

本計画の主体は、市民・事業者・行政とします。

行政が主体となって進める施策とともに、行政が支援して市民・事業者が主体となって進める取組を示し、市民・事業者・行政の協働で推進します。

1.6 対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条3項に規定する7種類のガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）とします。

表 1.1 計画の対象とする温室効果ガスと地球温暖化係数（GWP）*

温室効果ガス		主な発生源	GWP*
二酸化炭素（CO ₂ ）		燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用、工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等	1
メタン（CH ₄ ）		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理	25
一酸化二窒素（N ₂ O）		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理	298
4 代 替 フ ロ ン 等 ガ ス	ハイドロフルオロカーボン類（HFC _s ）	クロロジフルオロメタンまたはHFC _s の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFC _s の使用	12~ 14,800
	パーフルオロカーボン類（PFC _s ）	アルミニウムの製造、PFC _s の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFC _s の使用	7,390~ 17,340
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出	22,800
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造	17,200

*地球温暖化係数（GWP）…各種温室効果ガスを二酸化炭素（CO₂）に換算するための「温室効果」の指標

1.7 温室効果ガスの排出部門・分野

大分市の区域の温室効果ガス排出量の大半を占める二酸化炭素（CO₂）は、産業部門・業務部門・家庭部門・運輸部門・エネルギー転換部門の5部門、燃料の燃焼分野・工業プロセス分野・農業分野・廃棄物分野・代替フロン等4ガス分野の5分野に分けて把握します。5部門をエネルギー起源CO₂、5分野をエネルギー起源以外CO₂と表現します。

表 1.2 温室効果ガスの排出部門・分野

部門・分野		対象
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車（自家用車、貨物、旅客）、鉄道、船舶におけるエネルギー消費に伴う排出
	エネルギー転換部門*	発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費及び送配電ロスに伴う排出
エネルギー 起源以外 CO ₂	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼、自動車走行に伴う排出
	工業プロセス分野	工業材料の化学変化に伴う排出
	農業分野	耕作、畜産に伴う排出
	廃棄物分野	廃棄物の焼却処分、埋立処分、廃水処理、原燃料使用等に伴い発生する排出*
	代替フロン等4ガス分野	金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出

*エネルギー起源CO₂のエネルギー転換部門、エネルギー起源以外CO₂の廃棄物分野（原燃料使用等に伴い発生する排出）は、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（平成29年3月）」（環境省）に基づき、本計画で新たに追加した項目です。